

豪州における 農薬の安全性確保に関する 取組について

10月17日(水)、オーストラリアにおける農薬の安全性確保のための取組についての意見交換会を東京で開催しました。オーストラリアは、日本のポジティブリスト制度と同様の農薬等の規制を長年実施しています。日本がこの制度を導入する際には残留基準(いわゆる暫定基準)の設定などについて情報提供を受けるなど密接な協力関係にあり、その安全性確保への取組は参考となるものです。

当日は、まず、食品安全委員会の鈴木勝土農薬専門調査会座長が「食品安全委員会における農薬のリスク評価に関する最近の取組」として、ポジティブリスト制度導入以降の農薬等の評価の取組などについて講演。この中では、シジミなどの魚介類で農薬の残留レベルが一律基準を上回ってしまったという問題や、農薬と肝肥大の関係に関する研究の取組についても紹介されました。

次に、オーストラリア農薬・動物用医薬品局(APVMA※1)のエヴァ・ベネット-ジェンキンス博士から、APVMAの組織の概要や活動内容、リスク評価や規制の枠組み、貿易や国際協力に果たす役割などについての講演が行われました。APVMAの活動が食品安全委員会と異なる点は、例えば農薬のリスク評価から登録、国内での販売規制、残留基準値の設定や貿易上の問題にまで一貫して関与していること。農産物の輸出大国らしい組織のあり方は、流通の国際化が進む食品の今後の安全性を考える上で興味深いものでした。

講演の後は、ベネット-ジェンキンス博士、鈴木座長と会場参加者の間で、食品における農薬の残留基準値の設定の方法やその管理におけるさまざまな問題について、意見交換が行われました。

▶ [http://www.fsc.go.jp/koukan/
risk-tokyo191017/risk-tokyo191017.html](http://www.fsc.go.jp/koukan/risk-tokyo191017/risk-tokyo191017.html)



エヴァ・ベネット-ジェンキンス博士
Dr. Eva Bennet-Jenkins

豪州農薬・動物用医薬品局(APVMA) CEO(最高責任者)。オーストラリア国立大学で13年間教鞭をとった後、APVMAで化学物質評価及び農薬業務課長などを歴任、本年7月1日にCEOに就任。国際的にもOECD(経済協力開発機構)農薬作業部会などに貢献している。

※1:豪州連邦政府の独立機関。農薬・動物用医薬品法(NRS)に基づき、農薬等の評価および登録、販売段階までの規制を行っている。

EUにおける 遺伝子組換え食品等の リスク評価について

11月2日(金)、東京においてEU(欧州連合)における遺伝子組換え食品等(以下、GMOと略)のリスク評価についての意見交換会を開催しました。加盟している各国が異なった食文化や食への価値観を持つEU、そこで行われているリスク評価やリスクコミュニケーションへの取組は、この分野への関心が高まってきている日本での取組にも、多くの示唆を与えてくれるものです。

当日は、まず食品安全委員会の澤田純一遺伝子組換え食品等専門調査会座長から、GMOとは何か、その安全性評価の歴史や仕組み、評価で留意するポイント、日本における使用の現状、これからのGMO開発の方向性とその安全性評価、国際的な動向などについて詳しく講演が行われました。

次に欧州食品安全機関(EFSA※2)のハリー A.クーパー博士から、EC(欧州委員会)の法規や措置、EUにおける安全性評価の考え方、その中でのEFSAの役割、安全性評価の枠組みと手法、さらにGMOを含む食品全体についてこれから考えるべきことなど、多岐にわたっての講演が行われました。この中では、GMOに関する網羅的解析手法などについても述べられ、これからのリスク評価の方向性を知る上でたいへん参考になるものでした。

講演後はクーパー博士、澤田座長と会場参加者の間で、サケやブタ、ニワトリなどの遺伝子組換え動物の安全性評価の考え方、栄養価を強化したGMOなどの安全性評価の手法、遺伝子組換え食品の検出技術などについて、意見交換が行われました。

▶ [http://www.fsc.go.jp/koukan/
risk-tokyo191102/risk-tokyo191102.html](http://www.fsc.go.jp/koukan/risk-tokyo191102/risk-tokyo191102.html)



ハリー A.クーパー博士
Dr. Harry A. Kuiper

オランダ・ワーヘニンゲン大学・研究センター(食品安全研究所)国際アカウントマネージャー・プログラムリーダー、EFSA(欧州食品安全機関)遺伝子組換え生物パネル座長及び科学委員会委員。食品安全に関する様々な研究から、新たな統合的リスク分析をめざす「SAFE FOODS※3」研究プロジェクトのコーディネーターでもある。

※2:EC(欧州委員会)から法的に独立した機関として2002年に新設された機関。食品の安全性に関してECや加盟各国に科学的な助言を行う。

※3:多様な学術的アプローチにより食品安全に関するリスク分析手法を向上させ、フードチェーンに対する消費者の信頼回復を目的とする、EU出資によるフレームワークプロジェクト。